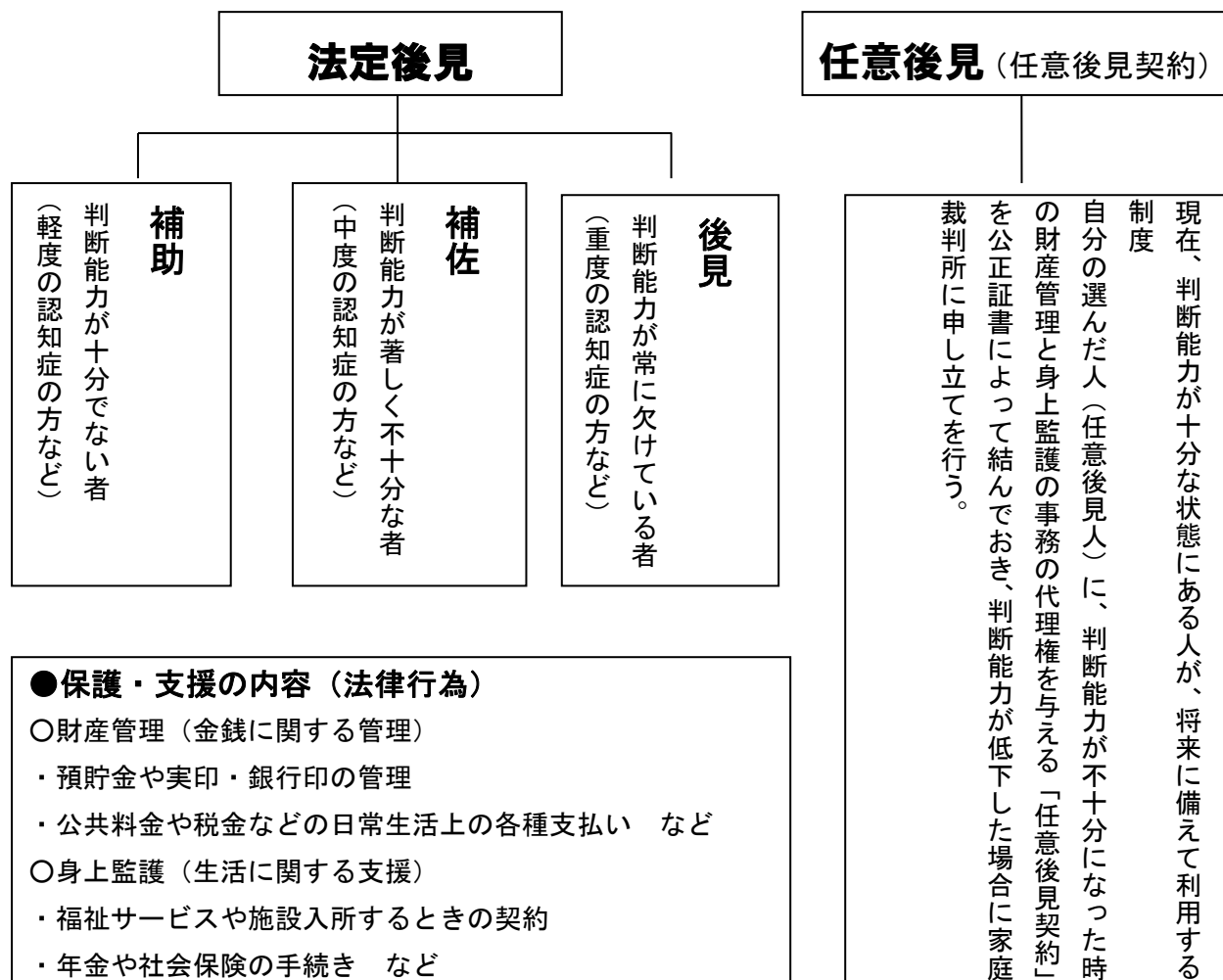


住み慣れた地域で安心して暮らせるために、成年後見事業を開始しました。

■成年後見制度と利用者

認知症や知的・精神障がい等によって、自分一人で物事を決める自信がなかったり、判断が十分にできなくなった場合に「家庭裁判所」に申し立てを行い、選任された人（成年後見人等）が支援や代行する制度です。申し立ては本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町村長が行うことができます。判断能力に応じて「補助」・「補佐」・「後見」の3種類の類型に分けられます。



●保護・支援の内容 (法律行為)

- 財産管理 (金銭に関する管理)
 - ・預貯金や実印・銀行印の管理
 - ・公共料金や税金などの日常生活上の各種支払い など
- 身上監護 (生活に関する支援)
 - ・福祉サービスや施設入所するときの契約
 - ・年金や社会保険の手続き など

●費用

費用は1年に1回、裁判所に法人後見業務の報告を行った際に、本人の資力に応じて家庭裁判所が決定します。

●申し立て

家庭裁判所に申し立て⇒琴浦町社協が後見等を受任します⇒法律に基づいて生活支援を行います

琴浦町社会福祉協議会内

ことうらあんしん相談支援センター (電話) 52-3600